さいたま市告示第1313号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定による指定の辞退の届出があったので告示する。

令和7年8月7日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 辞退の届出のあった医師
 - 別紙のとおり

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048(829)1305

辞退の届出のあった医師

医療機関の名称	医療機関の住所	辞退年月日
		令和7年1月31日
覚障害、平衡機能障害、平衡機能障害、不管機能障害、不管機能障害、そしゃく機能障害	党障害、平衡機能障、そしゃく機能障害 みなみなかの たけのこ耳鼻咽喉科	党障害、平衡機能障、音声・言語機能障、そしゃく機能障害 けのこ耳鼻咽喉科 さいたま市見沼区 南中野 4 2 2 - 1